

無線従事者配置基準

(近畿版)

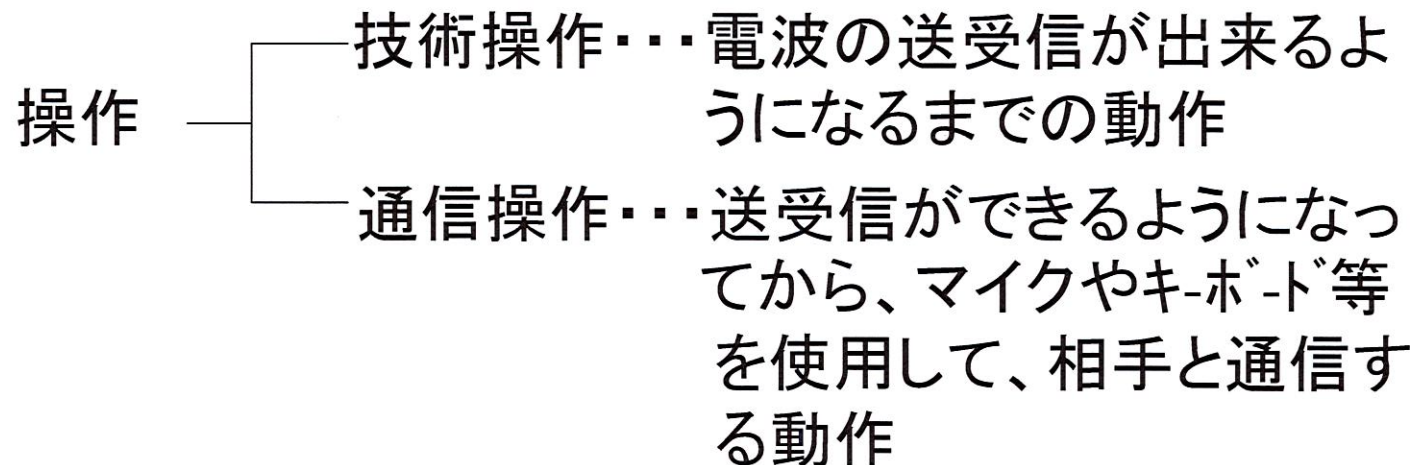
平成25年3月

近畿自動車無線協会

1. タクシー無線における無線従事者

(1) 電波法令の用語

まず、法令に出てくる用語の定義を理解する必要がある。



(2) タクシー無線従事者についての法的根拠

タクシー業務の無線従事者に関して、関係する法令条文は次のとおりとなっている。

① 電波法第39条(無線設備の操作)・・・条文要旨

無線従事者以外の者は、無線局に選任された**主任無線従事者**の監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(**簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。**)を行ってはならない。

② 総務省令(電波法施行規則)・・・条文要旨

第33条(簡易な操作)

法第39条に定める簡易な操作は、次のとおり。

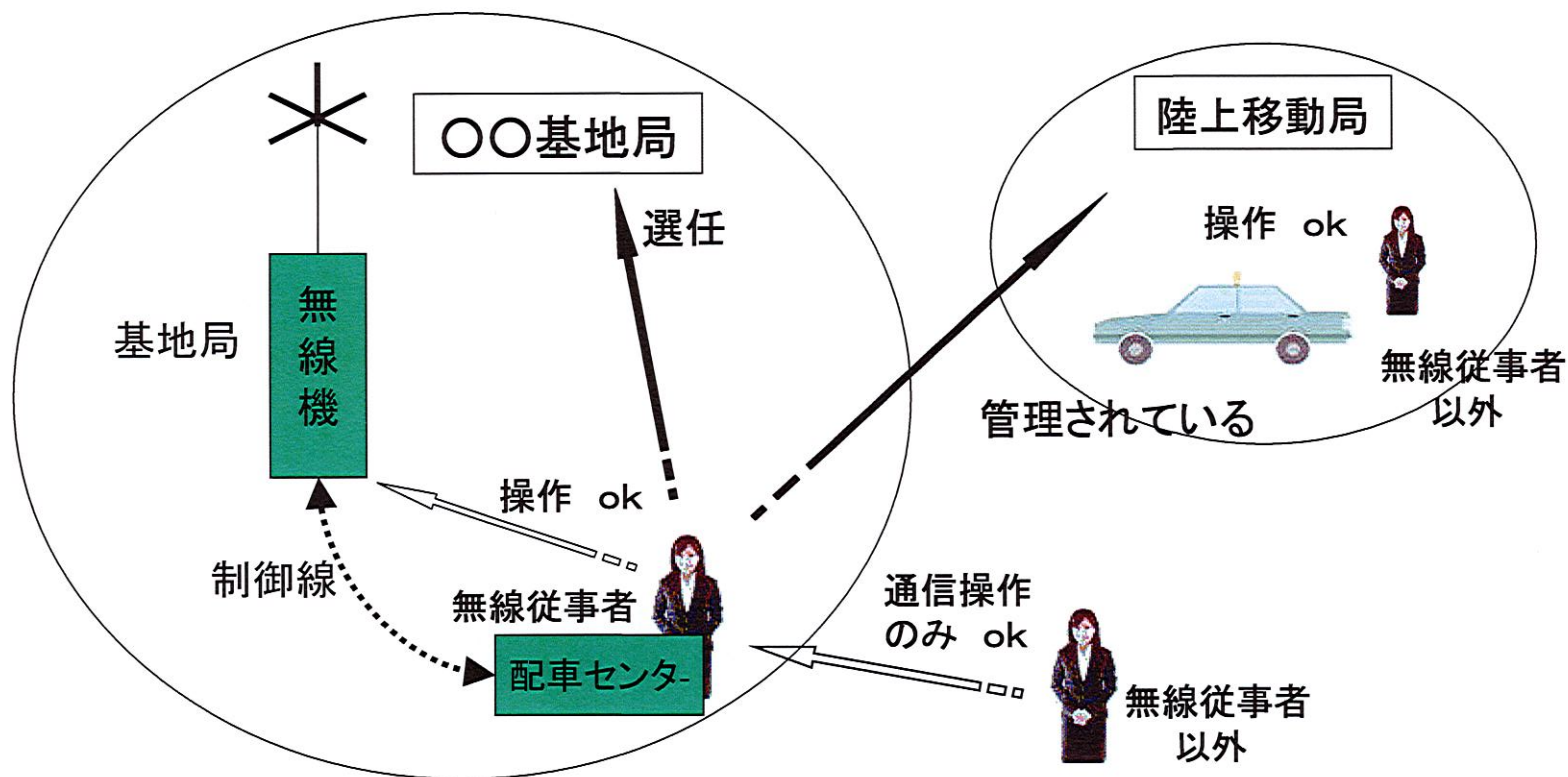
四、次に掲げる無線局の無線設備の**通信操作**

1. 陸上に開設した無線局

七、次に掲げる無線局の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの**技術操作**で他の無線局の無線従事者に**管理されるもの**

(2) 陸上移動局

(3) 法的根拠を図化すると次のようになる。



2. 無線従事者員数基準(案)

前項で、タクシー無線における無線設備の操作について説明した。これらから、無線従事者の必要数(員数)及び配置基準の案を策定する。

(1) 無線従事者の配置

- ① 基地局には無線従事者の配置は必須
- ② 陸上移動局(タクシー側)には、ある条件下で無線従事者の配置は不要

(2) 基地局の員数

無線局の運用許容時間が「常時」となっている関係上、常時無線従事者が常駐している必要があり、**最低、3名(8時間勤務)+1名(欠勤時代行)**を確保しておく必要がある。以上を勘案し、毎年の講習会で計画的に養成することとする。

3. これからの無線従事者の役割の主軸

これまで無線従事者は、無線局設備の正常な運用・動作をさせるためのものに主軸を置いてきた。

しかし、現在の無線設備は動作の安定性、信頼性は、かつての無線設備とは比べ物にならないほど高い。

このため、無線従事者の役割は、無線システムの運用管理面へとシフトしてきている。これを表すように「主任無線従事者」制度に見られるように、これまでには考えられなかった資格不要の範囲が拡大してきている。

タクシー業務においても同様の見方ができるようになっており、基地局(配車センター)側の無線従事者は、タクシー無線システム全体の運用・管理全体を主たる任務にシフトしていく必要がある。

4. 今後の無線従事者の任務

無線システムの運用監理面の強化のため、基地局に選任されている無線従事者の役割についてまとめてみる。

(1) (主任)無線従事者の職務をタクシー無線用にまとめると次のようになる。

電波法施行規則第34条の5(一部変更)

1. 無線設備の操作を行うものに対する訓練計画の立案と実施
2. 無線設備の点検若しくは保守
3. 法令に定める書類の作成
4. 無線局に関し免許人等に対する意見具申

(2) 広域災害時の初期対応で最も重要な任務

① 第一優先で行う通信系の健全性の確認

基地局(配車センター)から、音声或いはデータ送信でいずれかの車と通信ができれば、

ア、基地局送受信機、アンテナ系統

イ、基地局電源

ウ、基地局までの制御線

いずれも健全であると初期判断が出来る。

② 安全確認

出庫中車両の乗客の安全状態と車両及び乗務員の状況確認(配車センター側の通信コントロール技量が問われる場面であり、事前の方法設定・定期的な訓練の励行がもとめられる。)